

質問 1. 環境・人権に配慮した鉱物・金属調達を行うための方針や基準について

質問 1-1. 環境・人権に配慮した鉱物・金属調達を行うための方針や基準を策定していますか。また、策定していない場合、今後策定する予定はありますか。

A. 全般の調達方針とは別に <u>鉱物・金属の調達方針・基準</u> を策定している	4
B. 全般の調達方針の中に <u>鉱物・金属の調達方針・基準</u> を明記している	0
C. <u>鉱物・金属に特化した調達方針</u> はないが、 <u>全般の調達方針・基準</u> でカバーしている	9
D. 現在は <u>全般の調達方針のみ</u> だが、 <u>鉱物・金属調達に特化した方針・基準</u> の策定もしくは明記を検討している。	6
E. 調達方針自体を策定していない	0

全般の調達方針とは別に鉱物・金属の調達方針・基準を策定しているのは、シャープ、ソニー、東芝、三菱マテリアルの4社であった。策定検討中のうち、予定時期の回答があった5社は今年度内の策定を予定しており、今年度中に方針整備まで行う企業が半数に上った。

質問 1-2. 質問 1-1 で A~D と答えた方に伺います。策定もしくは検討されている方針・基準の具体的な内容をお答えください。

[A、D の回答のみここには記載、下線・ハイライトは ASJ]

A	当社では「 <u>紛争鉱物問題</u> 」について、適切な対応を図ることが重要と考えています。当社は従来より「シャープ基本購買方針」「シャープサプライチェーンCSR推進ガイドブック」に基づき、お取引先の皆さまに、人権・労働や環境などの分野において、社会的責任を果たす取り組みの実践を要請しています。また、「 <u>不法に採掘された紛争鉱物を製品等に使用しない</u> 」ことを基本方針として、取り組みを開始しています。 当社は、「紛争鉱物問題」対応の初期ステップとして国内外のお取引先さまに対して、当社納入部材・製品へのこれらの <u>鉱物の含有の有無および含有する場合の産出国に関する現状調査</u> をしました。 今後も「金融規制改革法 紛争鉱物条項」の運用ルールやOECD(経済協力開発機構)が作成したデュー・デリジエンス・ガイダンスなど、「 <u>紛争鉱物問題</u> 」の解決を目的として策定している指針等を踏まえながら、「 <u>紛争鉱物問題</u> 」への対応を継続推進します。	シャープ
A	<u>紛争鉱物を可能な限りサプライチェーンから排除していくことを基本方針に必要な体制・施策の検討を現在、進めている</u>	ソニー
A	<u>紛争鉱物の不使用について</u> 東芝グループは、人道的な観点から、 <u>コンゴ民主共和国およびその近隣周辺地域で産出された紛争鉱物の金、タンタル、タングステン、すずを原材料として使用しない方針</u> です。また、当該物質の使用が判明した場合は、含有する部品・材料の調達を速やかに停止します。	東芝
A	銅事業カンパニー CSR 調達基準、CSR 投融資基準	三菱マテリアル
D	<u>紛争等にかかわる金属材料の不使用を方針とし、それらを調達先に呼びかける。もし発見された場合にはすみやかに取引を停止する。</u>	富士ゼロックス
D	ニコングループでは、環境や人権に配慮した活動を行うために、「 <u>ニコン調達パートナーCSRガイドライン</u> 」を制定し、調達パートナーの皆様への説明会等を行い、サプライチェーン全体で取り組んでいます。 http://www.nikon.co.jp/news/2008/0409_01.htm 今後はこのガイドラインに「 <u>鉱物・金属調達</u> 」問題も対象としていることが明確になるように改定を行う予定です。	ニコン

D	調達サプライチェーンにおいて、 紛争鉱物 に関する透明性を確保し、紛争鉱物の排除に努めることを方針として制定予定	富士通
D	紛争地域の人権侵害や環境破壊などに加担しない(仮)	日本電気(NEC)
D	コンゴ民主共和国のコンフリクトミネラルズ に対する対応	オムロン
D	当社はこれまでも生物多様性の保全に寄与する活動を行ってきており、次の取り組みとして環境・人権に配慮した調達に関連した活動が重要である点までは認識しているが、具体的なロードマップをこれから作っていくという段階である。	島津製作所

環境・人権に配慮した鉱物・金属調達を行うための方針や基準の内容として、「紛争鉱物」について記載しているところが大多数である。今まで鉱物・金属調達に関してほとんど記載がなかったことを考えれば大きく進んでいるといえるが、金融規制改革法で対象とされているもの（コンゴ民主共和国およびその近隣周辺地域で産出された金、スズ、タンタル、タングステンの4鉱種）だけでは、単なる法律対応にとどまるため、他の採掘による問題も対応する必要があるだろう。

質問 2. 鉱物・金属調達における採掘の際の環境・社会問題の把握状況について

質問 2-1. 主力製品について、どれだけの金属(レアメタルを含む)が使われているか把握していますか。主力製品を1つ挙げてお答えください。

製品名	使用金属	
		オムロン
デジタルカメラ	金、タンタル、錫、タングステン	オリンパス
コンパクトデジタルカメラ	鉄・ステンレス・アルミニウム・銅(銅合金)・金・銀・ニッケル・タンタル・カリウム・リチウム・インジウム	カシオ計算機
当社製品一般	ガリウム、インジウム等プリント基板に搭載しているが、量は把握していない。	島津製作所
携帯電話	マグネシウム、銅、鉄、銀、金、アルミニウム、コバルト、リチウム、タンタルなど。	シャープ
弊社では主要機種で使用材料の把握をしており、小型家電においては以下の金属が使用されています	鉄、アルミ、銅、金など	ソニー
半導体	金、タンタル、すず、タングステン等	東芝
デジタルカメラ全般	アルミニウム、クロム、銅、鉄、マンガン、ニッケル、鉛、亜鉛、リチウム、タンタル、すず、金 など	ニコン
携帯電話	タンタル、金、スズ、ニッケル、ベリリウム、リチウムなど	日本電気(NEC)
当社は部品メーカーより部品として購入しており、部品に含まれる金属類について把握しておりません。		パイオニア
携帯電話	金、銀、銅、パラジウム、コバルト、鉄、アルミニウム、鉛、ニッケル、亜鉛、チタン、ベリリウム、等	パナソニック
製品に使用する材料の詳細につきましては非公開とさせていただきます。	製品に使用する材料の詳細につきましては非公開とさせていただきます。	日立製作所
デジタル複合機	素材: Fe, Cr, Zn, Ni, Al, Cu, Sn など(鉄鋼・アルミ合金・銅合金として) 購入した部品: W(タングステンワイヤ), Au(電子部品)等	富士ゼロックス
携帯電話	弊社では直接鉱物・金属を調達しておらず、メーカーから部品として購入しており、全ての部品の鉱物・金属含有量の情報を入手できない為、把握していない	富士通
複写機	鉄、ステンレス、アルミニウム、銅、真鍮、錫、タングステン、タンタル、金	リコー

電気銅	銅精鉱	三菱マテリアル
様々な業界において多種多様なビジネスを構築しており、主力製品を1つに限定できない。		住友商事
商社という業態ゆえ主力商品は無し。		三井物産
電線・ケーブル	銅	住友電気工業

原材料を把握している企業は多いが、把握していない・非公開の企業もあり改善の余地がある。製品に使われる原材料の把握に加え、どこで採掘された金属がどのくらい量を使用しているか管理していく必要がある。

質問 2-2. 鉱物・金属調達において、予め調達先に以下のような採掘の際の環境・社会問題への配慮を求めていますか(複数回答可)。求めていない場合、その理由をお書きください。

A. 野生生物や生物多様性への悪影響を及ぼしていないか	6
B. 先住民・居住者の生活や土地・文化を侵害していないか	3
C. 児童労働や、劣悪な環境での労働を行っていないか	10
D. 土壌や水系・大気の汚染を引き起こしていないか	9
E. 武装勢力の資金源となる等、紛争に関連していないか	9
F. その他	5
G. 採掘の際の環境・社会問題について特に配慮は求めていない	5

児童労働（10社）、武装勢力の資金源（10社）や汚染（9社）に関して調達先に配慮を求める企業が比較的多い一方で、先住民や居住者への配慮（3社）が少ない。また配慮を求めてない企業が5社ある。調達先に任せているという企業もあり、採掘時の環境・社会問題に配慮し改善できる余地がある。

質問 2-3. 質問 2-2 で A~F と答えた方に伺います。配慮を求めている鉱物・金属、内容についてお答えください。

[ここでは「配慮を求めている鉱物・金属」のみ記載、斜体は ASJ 補足]

項目(質問 2-2 の A~F のどれにあたるか)	求めている鉱物・金属	
F (規制化学物質)	全て	オムロン
F に記入(グループの調達方針、“サプライヤーさまへのお願い”、“グリーン調達基準”の中で、A~E についてもカバーし、サプライヤーに対応をお願いしています。また、取引開始の際には現場確認などによる確認も行っています)	鉱物・金属だけでなく全てのお取引を対象に A~E に該当するような配慮を求めています	オリンパス
F (2-2 の回答は A,C,D,E)	金、錫、タンタル、タングステン	シャープ
(2-2 の回答は C,D,E)	スズ、タンタル、タングステン、金	ソニー
(2-2 の回答は A,C,D,E)	金、タンタル、スズ、タングステン	東芝
C, D, E	採掘に限定した記載はない(「広く遵守すべき」と規程)。ただし、一部グループ会社については、E について以下の 2-4~2-7 を参照。	日本電気(NEC)
(2-2 の回答は C,D,E)	部品メーカーに求めており、金属・鉱物に特定していない。	パイオニア
(2-2 の回答は C,E)	錫、タンタル、タングステン、金	パナソニック

A, C, D	購入品全て	富士ゼロックス
E	すず、タンタル、金、タングステン	富士通
(2-2 の回答は A,B,C,D,E,F)	銅精鉱	三菱マテリアル
A~E	全て	住友商事
A~E	取り扱う鉱物・金属に適う限り配慮を求めている	三井物産
E	タングステン	住友電気工業

A~F と答えた 14 社のうち、6 社が金融規制改革法の 4 鉱種またはその一部を対象にしており、その他の鉱物・金属への取り組みが不明確である。また、鉱物・金属に限定せず全般の配慮を求めている企業もあり、購買方針の有効性の検証も必要である。

質問 2-4. 環境・社会問題に配慮した鉱物・金属調達として、具体的に環境・社会問題の調査を実施しましたか。

A. 実施した	8
B. 実施していない	11

調査について 8 社が「実施」、11 社が「実施していない」と回答した。「実施していない」と答えた企業の中でも、部分的に実施、調査を計画、取引先に依頼中が計 5 社あった。未実施の理由としては、トレーサビリティ確保の難しさ (3 社)、ルールや方法の未整備 (2 社) が挙げられた。

(質問 2-4 で A と答えた方)

質問 2-5. 調査の内容

対象鉱物・金属

金、錫、タンタル、タングステン	4
タングステン	1
銅精鉱	1
インドネシアにおける銅、マダガスカルにおけるニッケル、ボリビアにおける鉛・亜鉛	1

ここでも米金融規制改革法の 4 鉱種を挙げる企業が目立った。質問 1-2 でもコメントした通り、今後他の金属についても対応を進めていくべきであろう。

その一方で、商社や素材メーカーは他の金属を調査対象としていた。上流企業は金融規制改革法成立前から採掘問題への対応を迫られてきたのではないかと考えられる。

対象とする環境・社会問題

A. 野生生物や生物多様性への悪影響を及ぼしていないか	2
B. 先住民族・居住者の生活や土地・文化を侵害していないか	2
C. 児童労働や、劣悪な環境での労働を行っていないか	3
D. 土壌や水系・大気の汚染を引き起こしていないか	2
E. 武装勢力の資金源となる等、紛争に関連していないか	6
F. その他	1
G. 対象とする環境・社会問題は特定していない	0

A~E 全てを挙げる企業がある一方、「E. 武装勢力の資金源となる等、紛争に関連していないか」のみを

対象とした企業が 4 社と半分を占めた。

特定する内容

A. 原産国の特定	7
B. 精錬所の特定	5
C. 供給鉱山の特定	5
D. 具体的特定は行っていない	0
E. その他	1

調査を行った 8 社のうち、7 社が原産国を特定対象とし、更に 6 社が原産国だけでなく精錬所や供給鉱山までを特定対象として挙げた。

対象

メーカー

A. 上流企業も含め、サプライチェーン全体	4
B. 一次調達先全て	2
C. 主要調達先	0
D. その他	0

商社・鉱業

a. 調達先全て	1
b. 主要調達先	0
c. その他（特定の鉱山プロジェクト）	1

一部の調達先のみ調査対象を限っている企業はなく、広く調査を行っていた。

方法

A. 所定の様式での回答を求めている	6
B. 特定の様式によらず可能な範囲での回答を依頼している	0
C. その他	2

調査方法としては、「所定の様式での回答を求めている」という回答が 6 社と大多数を占めた。

（質問 2-4 で A と答えた方）

質問 2-6. 調査の結果、求めた内容を把握できていますか。

A. 把握できている	7
B. 把握できていない	0

結果について、ほとんどの企業が求めた内容を「把握できている」と回答した。

把握できている鉱物・金属

金	4
スズ	4
タンタル	4
タングステン	5
銅精鉱	1
インドネシアにおける銅、マダガスカルにおけるニッケル、ボリビアにおける鉛・亜鉛	1

2-6で「把握できている」という回答だったことに連動し、各企業とも、調査対象に挙げた金属全てを挙げていた。

把握できている問題や内容

サプライチェーンにおける紛争鉱物の使用は見つかっていませんが、サプライチェーンの複雑さや情報の機密性などにより調査が困難であり、全てを把握するには至っていません	オリンパス
上記4種の鉱物のうち、対象鉱物を使用していない、または、使用しているが紛争地域以外のものであるとの回答をほとんどのお取引先様より得た。約20%の未回答先に対し引き続き回答入手を図る。	シャープ
コンゴ民主共和国及びその周辺国産出の紛争鉱物不使用状況の調査・把握を行っているが、取引先における営業上の秘密や調査の負担増(震災の影響等)が原因となり、情報入手が難しい面もある。	日本電気 (NEC)
8割の購入先様から回答を頂いたが、守秘義務契約により精錬所等の情報を提供いただけない場合が多いことが課題と考えている。	パナソニック
2-5のチェック項目	三菱マテリアル
上記3鉱山案件(インドネシアにおける銅、マダガスカルにおけるニッケル、ボリビアにおける鉛・亜鉛)の権益保有者として知り得るものは全て	住友商事
コンゴ及び周辺9か国で産出した紛争鉱物は購入していない	住友電気工業

自社の調査項目全てや、知り得る問題全てを把握できているとする素材メーカー・商社があった。一方で、メーカー4社は完全な把握には至っていないと回答した。取引先の営業上の秘密が把握を難しくしていることがこの回答から見て取れる。

質問 2-7. 問題のある鉱物・金属が含まれている可能性がある場合、調達先にどのような対応を要請していますか。

A. 問題があると考えられる鉱物・金属を除外するよう要請している	8
B. 問題があると考えられる国・精錬所・鉱山を除外するよう要請している	5
C. 情報を求めているのみで、具体的対応は要請していない	5

全体では、「A. 問題があると考えられる鉱物・金属を除外するよう要請している」が8社、「B. 問題があると考えられる国・精錬所・鉱山を除外するよう要請している」が5社と、合計で過半数を占める結果となった。

金融規制改革法成立の影響として、コンゴ産の4鉱種のボイコットが起こっているという問題が指摘されており、何を「問題」と考えるかについて注意が必要であろう。一方、「C. 情報を求めているのみで、

具体的対応は要請していない」と回答した企業も 5 社あった。

質問 3. 鉱物・金属調達における採掘問題への対応や結果等の情報発信について

質問 3-1. 鉱物・金属調達における採掘問題への対応や結果、もしくは鉱物資源採掘時の問題に対して、対外的公開、取引先への開示、社内への発信などの情報発信を行っていますか。(複数選択可)

質問 3-2. 質問 3-1 で A~C と答えた方に伺います。情報発信の内容についてお答えください。

※対外的情報発信とは、ウェブサイトでの公開のように誰でも情報にアクセスできる発信を指します

A. 具体的に行った対応・結果、問題意識について、対外的に情報発信をしている	8
B. 具体的に行った対応・結果、問題意識について、取引先(供給先)に情報提供をしている	9
C. 具体的に行った対応・結果、問題意識について、社内への情報発信を行っている	13
D. 問題意識はあるが、情報発信は行っていない	2
E. 鉱物資源採掘の際の問題を認識していなかった	0

鉱物・金属調達における採掘問題への取組みを対外的に発信しているのは 8 社であった。取引先、社内まで含めると 16 社が何らかの情報発信を行っていたが、対外的・取引先・社内全ての情報発信を行っているのは 5 社であった。それぞれのステークホルダー、特に社会に対してきちんと取組みを説明していくことが重要だと考えられる。また、情報発信をしていない企業も 2 社みられた。

発信内容に関して、対外的発信では、上流企業ではこれまでに行ってきた取組み、アセンブリメーカーでは金融規制改革法対応となる取組みの紹介がなされている。メーカーでは、法律対応という性格が強いが、昨年まで採掘や紛争鉱物に関する情報開示が非常に少なかったことを考えると大きな前進である。取引先に対しては調査の説明が多数であり、上流企業では求めに応じて紛争鉱物不使用証明書を発行している企業もあった。

質問 4. 鉱物・金属調達における採掘問題への対応に困難さを感じていますか。困難を感じている場合、その原因となっていることは何ですか。(複数選択可)

A. 鉱物資源・金属のトレーサビリティを確保することが難しい	17
B. 問題のある鉱物資源・金属を排除する方策がない	3
C. 社会的要請がない	0
D. その他	7
E. 特に困難は感じていない	0
F. 鉱物資源・金属が環境・社会問題を引き起こしているという問題意識はない	0

全ての企業が何らかの困難さを感じており、トレーサビリティの確保の難しさを挙げた企業が 17 社と多数を占めた。採掘問題の解決策を実効性のあるものにしていくためには、サプライチェーンの上流に位置する企業の役割が大きいものと考えられる。また、業界全体で何らかの仕組みを作ること重要であると考えられる。

質問 5. 米国金融規制法(ドッド・フランク ウォールストリート改革および消費者保護法)の紛争鉱物条項に

ついて

質問 5-1. 貴社は対象企業ですか。

A. 対象企業である	3
B. 対象企業ではない	16
C. 把握していない	0

質問 5-2. どのような対応をされていますか。

A. 既に対応している（既に対応を開始している(1)、顧客からの調査に個別に回答(1)）	3
B. 対応すべく調査中である	9
C. 金融規制改革法を知らなかったため対応していない	0
D. その他	6

金融規制改革法の紛争鉱物条項については全ての企業が把握していた。直接対象企業となっている企業は3社であるが、対象外の企業でも、取引先の要望もあり全く対応をしていない企業は見られなかった。

質問 6. 他社・団体との協力について

質問 6-1. 責任ある鉱物・金属調達を行うために、自社単独の活動（自社のサプライチェーンにおける活動を含む）以外に御社ではどのような活動を考えていますか？（複数選択可）

A. 国際的な取決めについてロビーイングを行う	3
B. 国際的なネットワーク等で協力して取組む	11
C. 同業他社と問題を共有する場を持ち、業界を上げて取組む	16
D. NGO・NPO や消費者団体と協力して取組む	5
E. 採掘に伴う問題の認知度を上げる	1
F. 特に対外的な活動は考えていない	2
G. その他	2

自社単独の活動以外では、「同業他社と問題を共有する場を持ち、業界を上げて取組む」を挙げた企業が16社と最も多く、国際的なネットワーク等における協力が続いた。質問4へのコメントでも述べたように、単一の企業の努力だけではなく、業界全体での仕組み作りも重要であると考えられるが、そのことにより、単一の企業が他社よりも抜きん出た取り組みを行うことが妨げられないようにする必要がある。

質問 6-2. 鉱物資源・金属調達に関して、NGO との対話に関心はございますか。

A. 関心がある	14
B. 関心はない	5

NGO との対話に関心があると答えた企業が14社と半数以上を占めた。A SEED JAPAN としても、昨年度に引き続き意見交換の場を持っていきたいと考えている。

以上